

第 78 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 30 年 7 月 11 日（水） 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

3 出席者

【委員 11 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩
久保田 多余子
齊 藤 貢
佐 藤 久美子
鈴 木 まほろ
高 根 昭 一
鷹 觜 紅 子
中 村 学
平 井 勇 介
平 塚 明
由 井 正 敏

【事務局】

参事兼環境保全課総括課長 小 島 純
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 細 越 健 志
その他関係職員

【事業者】

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、半数以上の 11 名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告し、続いて、希少動植物等に関する審議が行われる場合は、その部分を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書について

[会長]

それでは、「（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者から、事前質問に対する回答を中心に、30分程度を目途に説明をお願いします。

[事業者]

(事業内容等について説明しました。)

[会長]

それでは、質疑の順番ですが、まず、事前質問に対する回答のうち、イヌワシ以外のものについて再度意見を募ります。次に、まだ質問を出していない方からの質問があれば、それを受けます。そのあと、希少種について受けますが、イヌワシは公開でやりたいと思います。ただし、営巣地情報は出しません。それでは、まず、事前質問に対する再質問等があればお願いします。

[佐藤久美子委員]

2つあります。

事前質問4について、輸送方法の改善により、拡幅が必要な箇所を少なく抑えることが可能という回答があり、先ほどの口頭説明でも、拡幅箇所は比例的には増えないとのことでしたが、結局は、2,000kWでも3,000kWでも、それより小さいものでも、4,000kWでも、拡幅範囲が全く同じなのか、それとも、比例的ではないが、大型化すればするほど拡幅範囲が広がっていくのか、そこのところをお伺いしたいです。

それから、もう1つ意見としてですが、今回は、工事のことについて全く触れられていません。方法書以降のところでは、今回の工事のことだけではなく、拡張計画と合わせた工事計画について、しっかり説明していただきたいです。

結局は、ほぼ一体化した地域で行われるとのことですので、工事のスケジュール、たとえば、拡張計画の工事を先にやって、そのあと更新計画の工事をするのか、それとも拡張計画と更新計画はある程度重なるのか。一体のものとして、工事の影響を考えていただかないといけないと考えますので、両計画合わせたスケジュールを基に、工事の影響についての環境影響評価をお願いしたいです。

[事業者]

1点め、大型化した場合の輸送に伴う拡幅がどの程度になるかとのことですが、正直なところ、詳細設計を実施してみないと分からないので、方法書、準備書と手続を進める中で、お示しいと考えます。

なお、既存の風車は、起立式がない時代にブレードを寝かせて運んだものなので、起立して運

んだ場合、既存の風車よりも輸送車のホイールベースが短くなるため、その意味においては、平面的な部分については、拡幅箇所は大きくなると考えます。

ただし、上空障害等も検証しなければならないので、今後改めてお示ししたいと考えます。

2点めにつきましては、まだ配慮書段階のため計画熟度が低く、工事計画の内容についてお示しできていないのは御指摘のとおりです。

拡張計画と重なる場合には、もちろん最大の影響となりますので、工事計画について、方法書手続以降のなかで具体化させるとともに、もし未定であったとしても、最大の影響を考慮し、調査予測評価の手法を検討してまいります。

[高根委員]

事前質問1について、「地域活性化」というのは、事業によって生じる効果だと思うので、そういう説明をした方がいいと思います。秋田県でも同様の指摘を受けていると思います。

事前質問2について、上限とする出力を超える設備を建設するという事は、色々な面で環境への影響の度が高まるので、説明を聞いてもなかなか納得はできないのですが、質問を変えると、上限とする出力を超える設備をつくって、出力の上限に近いものを確保しなければならないという事業上の必要性はどの程度あるのか。既設の設備では、採算の面で不十分な面があるからこのような計画を立てたのでしょうか。事業者としての必要性を聞きたいです。

[事業者]

まず、風車を建てる場合の事業の採算性については、建設コストに対して、どれだけの発電量が得られるかということが非常に重要となります。建設コストについては、今回、連系枠以上の設備を建てることによって、多くかかります。それに対して、それに見合うだけの発電量が得られるかということになります。出力の上限を超える場合は、大幅な出力抑制を行わなければならないので、そういったところを踏まえてでもやる意味があるのかということになります。事前質問3への回答にも記載したとおり、釜石は、国内の風力発電設備の中でも、設備利用率としてはかなり高いので、そういった意味では、事業性としてもプラスの効果があると考えます。ただし、増やせば増やすほど出力抑制をする量も増えるので、最適がどの程度かとなると、むしろもう少し低いところになると思いますが、配慮書段階ということで、最大限の可能性で記載したところです。

[高根委員]

事業と環境影響への配慮のバランスについて、事業者がどう考えるかが求められていくと思うので、よろしくをお願いします。

事前質問6への回答の中で、「拡張計画で建設される変電設備との共用は現時点では想定していない」とのことですが、可能性としてはありうるのでしょうか。

[事業者]

拡張事業と更新事業では、東北電力に接続するための連系点がそもそも異なっているため、ほぼあり得ないだろうと考えています。

[高根委員]

事前質問 16 については了解しました。事前質問 17 について、私が申し上げたかったのは、今回は更新計画なので、既設の事業でこのようなことがあったということであれば、方法書以降で示す計画に、何らかの形で反映させていただきたいということですので、よろしくお願いします。

[齊藤委員]

事前質問 3 について、意図が伝わらなかったようですが、高根委員の質問に対する回答の中で、「131 百万 kWh」が高い数値であるということは分かりました。

それではなぜ、送電線系統の問題があるにも関わらず、更新するのでしょうか。既存の設備では発電量が低いので更新して上げたいということであれば分かりませんが。

[事業者]

固定価格買取制度では、固定価格での買取期間が 20 年となっており、既設事業は、そろそろその 20 年が近づいてきています。

建替をすることによって、新規案件よりは固定価格は低いですが、新たに 20 年、買取期間を設けていただけるということであり、風のよい場所であることから、引き続き事業を進めてまいりたいと考えています。

[齊藤委員]

事業性の面での御回答だと思いますが、ここは環境影響評価の場です。自然環境への影響は、リプレースをやらなければ現状のまま、やるということであれば新たな影響が出てくると思いますので、その兼ね合いがどうなのかということは、意見として言わせていただきたい。

[平塚委員]

起立式輸送車両は、斜めに上げるのでしょうか。また、乗せている台自身も回転するのでしょうか。道端の木などの上空を通過するように持っていくイメージでしょうか。

[事業者]

ブレードを寝かせたままだと、カーブのきつい部分で、ブレードの旋回範囲が広がるので、相当部分の木の伐採や、のり面が当たる場合は削ったりということが出てきますが、起立することによって、平面状の拡幅範囲を狭められるというものです。

[平塚委員]

既存の風車を置き換えるということは、既存のものを最初に撤去し、その後、新しい風車を設置するというのでしょうか。つまり、一度止めるということでしょうか。

[事業者]

御理解のとおりです。

[会長]

それでは、新たな質問で結構です。

[鷹嘴委員]

実際の工事の流れについてですが、今現在、風車が43基あり、今度設置する風車は、ローターもハブも倍くらいの大きさがあるとのことですので、既存の基礎は使わないだろうなという想像はつきます。

新たな基礎から造る場合、既存の風車と新しい風車が重なる時期があるのではないかと思うのですが、今の説明ですと、既存の風車を完全に撤去して、基礎も撤去したうえで、新設の風車を造るという考えでよいのですか。

[事業者]

基本的にはそのとおりです。ただし、既存の風車がまだ稼働している間に、新しい風車の基礎部分だけ先に工事を始めるという可能性はあります。

いずれにしても、拡張事業、更新事業を含めた全体のスケジュールはまだ不確定な部分があるので、今後改めてお示ししてまいりたいと考えます。

[鷹嘴委員]

配慮書203ページの総合評価の部分で、環境配慮の概要のほとんどが「配置計画等を検討する」となっています。既存の風車があるので、それを避けたうえで新しい風車の基礎部分の工事を行うということは、時期がバッティングする可能性もあるということですよね。既存の風車の場所を外しながら、新しい風車の配置計画を考えていくということでしょうか。

[事業者]

既存の風車を完全に撤去してから、新設の風車を建てますので、既存の風車と重なる可能性は十分にあると考えます。

[鷹嘴委員]

配置計画等を検討することで環境影響を回避できるということですが、どの程度回避できると考えますか。はっきり言って、大きさも倍ですし、可視領域も増えると思います。前回に比べ、橋野高炉跡など、世界遺産登録された場所も増えており、そういった環境的なものも随分変わってきているので、このような倍の高さのものを19基も設置するということが自体考えられません。先ほどから意見が出ているとおりでと思いますが、ちょっと御配慮いただきたいです。

[会長]

他の委員でまだ出していない質問があればどうぞ。

[平井委員]

由井会長の事前質問11の中で、牧野組合のことが書かれていますが、もし、当時、牧野組合が反対していたのに対し、地域貢献の話をする中で開発の方向に傾いた等の背景があるのであれ

ば教えていただきたい。

[事業者]

もともと、該当の場所は、釜石市の公募に当社が応募する形でやらせていただいたのがきっかけで、御指摘された環境部会に関しても、釜石市が設置したものです。組合に対しては、地代という形でお支払いしており、組合の運営維持の中で、一助にはなっていると思っています。ただし、高齢化等により、一度に耕す面積が少なくなっている等の事情はある様子で、今後も、できる支援はしていきたいと考えています。

[伊藤委員]

配慮書の25ページですが、水環境への影響は後ほどということになるかと思いますが、走行ルートと河川との位置関係をみると、東側は川を横断という形、西側は河川の上に来ています。既存の施設を造るときのルートと、今回このルートを選定した理由を教えてください。

[事業者]

選定した理由ですが、今回は建替の事業ということで、既存の風力発電設備の工事搬入で使わせていただいた道路が基準になっています。既存の風力発電事業において、既にある程度の搬入路は整備されていますので、拡幅を最小限に抑えた形でやりたいと考えています。

[伊藤委員]

南西のルートも前と同じでしょうか。河川がありますが、これに対する影響は考慮しなくていいのでしょうか。前の時点では、特に問題はなかったのでしょうか。

[事業者]

方法書の作成に当たって確認はしますが、大きなトラブルは把握していません。

[伊藤委員]

今後ぜひ御検討いただければと思います。

[会長]

それでは、意見があればお願いします。

イヌワシ以外で、希少種に関して何かある方はいますか。

それでは私から、再質問も含めて、かなり時間がかかりますので、よろしくをお願いします

まず、風力発電については、地球温暖化防止のために開発されたわけで、西日本の豪雨災害をみても危機的状況だということは分かるので、風力もソーラーも大至急開発しなければならないというのは分かります。

ただし、ここは環境影響評価技術審査会ですので、開発の結果、イヌワシが、より早く滅亡することがあってはならないわけです。

拡張計画のときも申し上げましたが、岩手県は、平成23年に策定した再生可能エネルギー計画において、平成23年当時18%だった電力自給率を、平成32年までに35%にもっていく計画とし

ています。その中で、風力発電の数値目標は、47.6 万 kW でした。ところが現在、今日の案件も含め、約 200 万 kW の風力が、岩手県に集中しています。これに合わせ、ソーラーも、たとえば今回の現場及び寺沢牧野というところで、延べ 60 万 kW、1,000ha の計画があります。新聞に載っています。それらを合わせると、2020～30 年までに、350 万 kW くらいの再生可能エネルギーが、岩手県にくることになります。岩手県の使用する電力量は、500 万 kW なので、7 割が自給エネルギーになります。ただし、実際には、そのエネルギーのほとんどは都会にいつてしまいます。岩手県の人口は、2050 年までに約 4 割減ることが人口統計で出ています。そういうことを考えると、この再生可能エネルギーは、岩手県ですべて使う場合、余ることになります。福島では、2040 年までに、県民が使うエネルギーの全量を再生可能エネルギーにすることとし、取り組んでいます。岩手県は、それに輪をかけて再生可能エネルギーの導入計画が進行しています。

御存知のとおり、北上高地は、日本一イヌワシがいるところです。それから、岩手県の環境基本計画において、繁殖率を 15%に維持するという数値目標を掲げています。実際には、去年は 13% くらい、今年もすでに 10%を切る状態です。まったく計画に追い付いていない。

そこに風車が来る、と。配慮書 165 ページの表 5.3-7 を見てください。既設風力の立った直後の調査結果が記載されています。特に西サイトでは、以前は、調査日数に対する出現回数が 0.78 回であったのが、0.05 回になっています。このことについて、事業者の説明ですと、出なくなったからいい、と。当たらない、と。冗談じゃない。

事前質問 12、13 に対する回答ですが、周辺に 5 ペアいたのが 3 ペア消失したというのは事実です。県のホームページに載っているデータは古いです。岩手県には 20 数名のボランティアの調査員が、毎日歩いてイヌワシの繁殖率を調査しています。何十年もいたペアが消失しつつあって、特に、この和山牧場の周りは 3 ペア消えています。1 つがいは、和山牧場によく来ていたが、和山牧場が使えなくなったため、別のつがいの巣を乗っ取ったのです。乗っ取られた方のペアは消えています。1 ペアは、完全に釜石風力の影響で消えてしまいました。そのほかにも 2 ペア消えています。

ということで、日本鳥学会は、2017 年 7 月 21 日に、岩手県北上高地のイヌワシ生息地の保全を求める意見書を出しています。これは必ずしも釜石風力の計画に対してだけ出したものではないのですが、岩手県ではあまりにも急激に風力発電が進んでいるので、天然記念物であり、種の保存法の指定種であり、県の環境基本計画にも指定されており数値目標が出ているイヌワシが危ないということです。

しかも、この場所には、イヌワシが出なくなったと事業者が配慮書 165 ページに書いています。そして、実際、その影響で消えたつがいがあります。そのことから考えると、この配慮書は一体何なのか。何にも配慮されていない。これだけイヌワシを絶滅に追いやるような企業がリプレースするなんてとんでもない。一体何を考えているのか。

これは、イヌワシのことを考えているみんなの意見です。そのことを言っておきたい。

最近、全世界で石炭火力が縮小傾向にあるのに、日本だけ増えています。液化ガスも含めてですが。それを環境省が見て、火力発電については、高能率発電であっても、CO₂を出すことには変わらないので、その会社が火力発電をつくるのであれば、それ同等の古い施設は廃棄するよう勧告を出しました。今年の 2 月です。

つまり、環境影響が大きいものについては、廃棄縮小も考えるべきだという考えも、環境省は持っています。今回の案件についても、リプレースということですが、イヌワシにこれだけ大き

な影響があるものをリプレースすること自体がおかしいので、一つは、拡張計画と更新計画両方止めてほしい。その次は、どちらかをやめてほしい。やるとしても、縮小して欲しい。あるいは、現状維持にして欲しい。それ以外の方法はありません。これはしっかり岩手県知事意見として書いて欲しいと思います。環境省もそういう方向で動いていますので。

もう一つの問題は、同じ場所に、ソーラー計画が持ち上がっているということです。和山の貞任高原、それからさらに西の寺沢高原に500haずつです。

会社名は、フォルトボルトディベロップメントパートナーズというドイツ系の会社です。こちらの会社とは関係ないですか。(事業者：ありません。) 将来契約するというものもないですか。(事業者：ありません。)

環境アセスの基本的事項あるいは主務省令の中には、開発計画の周辺で行われる他の事業についても、その累積的影響を見なければいけないと書いてあります。先ほど委員の皆さんが、撤去や新設で意見を出しましたが、それどころではない、500haの大規模ソーラー開発が行われようとしているのです。その影響もみなければならぬ。まったくイヌワシは来なくなると思います。イヌワシを放てきする事業が2つ並行して進んでいるわけですから。

私は鳥の専門ですが、絶対許されません。そういう社会的背景、自然的背景がある中で、配慮書をどのくらい真面目に考えたのか。ほとんど触れられていない。ということで、配慮書を出し直して欲しいのですが、出し直ししないのであれば、先ほど申し上げたように、強い意見を知事意見として出して欲しいです。

また、今回の案件は、拡張計画の代償措置とも関連します。リプレースしようとしている場所のうち、特に西側についてはイヌワシが昔から多く利用しているので本来やめて欲しいのですが、もしそこに建てるとすれば、その分も含め、新たな拡張計画と併せて、代償措置の場所を他に求めて事業者が動いているわけですが、先ほども申し上げたように1つのイヌワシのつがいがいなくなった、その直近に、代償措置としての餌場を作ろうとしています。そこは、別のつがいの餌場です。

繁殖期は巣の周りで餌を採り、繁殖が終わると遠くへ行って餌を採り、繁殖期の餌は、繁殖のためにリザーブしています。

1,500ha、拡張面積を含めるともっと広くなると思いますが、その代償措置として、純増で、餌場を作って欲しいという意見を拡張計画のときに要求したわけですが、他のつがいが使っている牧野にちょっと手を加えただけで済まそうという、これは代償措置ではないですね。詭弁です。これは、誰がやっていると決めたのですか。あなたたちですか。

[事業者]

代替餌場としての適地については、拡張計画の環境影響評価手続の中で協議会という場を設け、その場で御意見をいただいた中で決めたものであり、必ずしも事業者が独断で決定したものではありません。

[会長]

協議会は知りませんが、別の委員会は作っていると思います。リプレースになる前の最初の風力建設においても、私は部会長で参加しておりますけれども、委員が述べたことを聞き置くだけで、何ら対策はやっていないです。拡張計画に伴う最初の委員会の方は、衝突した経過を公表す

るよう言ったにも関わらず、公表していない。準備書にこそっと書いたと言っているが、衝突した原因を委員会で検討して言ったことを書いていない。ほとんど意味がない。そちらの会社は委員会を作って聞くけど、実際には何もしていない。それをいつも繰り返している。今、拡張計画の代償措置で新しい餌場をつくることについても新しい協議会を作ってやっているようですが、それも委員に責任を押し付けている。彼らが承認したから、と。自分たちで責任をとらない。衝突した責任も私に押し付ける。なんの反省もしないでまた新しい事業をしようとしている。こんな悪質な事業者は岩手県では認められない。出て行ってほしい。

[事業者]

冒頭申し上げましたとおり、事前の御指摘について、事前調査に十分反映できなかったこと、それから、拡張事業に関わる委員会に御出席いただいた際に公表を求められたことに対しまして、公表の仕方あるいは公表の仕方に対する説明の仕方について、至らなかった点が多々あったことについては全くもって御指摘のとおりで、その点については、大いに反省しているところです。ついては、過去のことにはなりますが、振り返ってどのような形で御説明をさせていただくことがよいのか、引き続きお話をさせていただきながら、改めるべきは改めていきたいというのが会社としての考えです。たしかにその当時、明確に事業者の非を認めるというところまで踏み込んだ形にせず、曖昧な形で企業を守ろうという考えが働いて、表現の仕方になった部分はあったかと考えます。その点についても、改めてまいりたいと考えておりますので、こちらの事業につきましても、十分に厳しい御意見をいただいておりますけれども、配慮書の出し直しを含め改めてまいりたいと思いますので、引き続き御意見等をいただきたいと思いますと考えております。

蛇足になるかもしれませんが、岩手県内で、風力、太陽光の計画で、進行中の案件が多々あるのは御指摘のとおりですが、東北電力の系統連系の制約上、これらの計画がすべて実現できるとはおよそ考えられない状況になっております。具体的には、東北電力では、接続電源募集プロセスという手続が進んでいます。北東北3県において、新規の電源が立地するには、基幹系統上の空き容量がまったくないことから、機関系統が増強しないと新しい電源が繋げないという状況になっています。機関系統の増強の規模は350万kWないし400万kW程度ですが、これに対して15ギガワット(1,500万kW)程度、倍率でいうと4~5倍の電源が、機関系統の増強に参加しています。機関増強の費用を負担して、そのうえで系統連系の権利を確保するというものですので、多数の事業計画がある中で、概ね5分の1程度の事業しか実現できない、連携できないという状況であり、必ずしも岩手県の計画がすべて進んでいくということではないと考えております。入札は8月から9月ではないかと考えていますが、入札によって、連系する権利を確保できなかった場合は、おそらくその案件は実現ができなくなるだろうという状況になっておりまして、拡張計画についてもこの入札案件です。

一方で、更新計画は、既設の事業の連系する権利について、更新しても引き続き認めていただけるという制度になっておりますので、更新計画は、電源接続募集プロセス案件の対象外となっております。

フォルトボルトさんの太陽光の事業が、こちらの入札に参加されるかどうかは把握しておりませんが、一部地権者さんの方では明確に反対の立場をとっておられるようなので、入札に参加するには状況がそんなには整っていないのかなと考えるところでございまして、そのあたりの状況はこの一月程度で明らかになってくるのではないかと考えているところです。

[会長]

東北地方は、基幹送電線といって数10万ボルトが空いているのですが、実際は使えないという状況のようですね。政策が変わればすぐ使えるかもしれませんが。

基本は、申し上げたとおりです。風力やソーラーは進めなければなりません、あえてイヌワシが死にそうなところに建てる必要はなく、他を探してくださいということです。これは切実な願いです。

地元への貢献という話がありましたが、事前質問11に対する回答の中で、非草地化は10%でササなどが侵入して使えなくなっているとのことですが、10%減っただけでイヌワシが出なくなるかと考えると、配慮書165ページの6行目の文書はおかしくないですか。自己矛盾があると思います。

それから、牧野組合は、土地を市から借りているのかもしれませんが、非草地化が進んだり、ソーラーに貸さなければならないということは、鹿による加害の問題や、畜産物の自由化の問題、高齢化の問題があって経営が斜めなのかもしれませんが、逆にいえば、釜石風力が建っても、牧野組合にはほとんど恩恵がなかったということですよね。恩恵があっても土地の固定資産税は全体の4分の1しか地元には落ちないのですよね。そういうことで、本当に地元貢献を考えているのか疑わしい。作った電気はみんな東京に行ってしまう。岩手県の環境基本計画の最も大事なところのイヌワシの数値目標が侵されようとしている。実際につがいが消えている。これはひどい。こういうことで、知事意見をまとめてほしいと思います。

ほかにこの案件に関しまして、何かありますでしょうか。

[中村委員]

誤字の指摘なのですが、大槌町からも「小鋸」の漢字が違うという指摘がありました、これが多数あります。

それから、配慮書55ページの底生動物の部分で、表の中で、「綱」を「網」と間違えています。生物をやる者としては考えられない間違いであり、資料の信ぴょう性に関わる間違いだと思いますので、意味を知らずに書いたのだらうと思いますが、吟味していただきたいと思います。「小鋸」についてもよろしくお願いします。

[由井会長]

以上で本日の審議を終了します。事業者の方はお疲れ様でした。

進行を事務局にお返しします。

[事務局]

由井会長、議事進行ありがとうございました。

続いて、3のその他ですが、事務局から、今年度予定されている他のアセス案件について簡単に情報提供させていただきます。

[事務局]

長時間に渡る御審議、大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に、知事意見を

作成いたします。

ここで、現時点で、近々相談に来たいと連絡を受けている案件についてお知らせいたします。

(該当案件について説明しました。)

アセス図書の提出時期について事業者から具体的な日程が示されましたら、皆様の御都合を確認させていただきたいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

[事務局]

最後になりますが、小島参事兼総括課長から一言御挨拶申し上げます。

[事務局]

本日は熱心な御審議を賜りありがとうございました。この後も多数の案件が控えていますので、御協力賜りますようお願いいたします。

なお、委員の皆様の任期は、今年の9月に満了を迎えますが、環境影響評価には高度な専門性が求められることや、進行中のアセス案件対応への継続性の観点から、引き続き御協力、お力添えをお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。

長時間、お疲れ様でした。